

土浦飛行場等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月十五日

池田恒雄

参議院議長 松平恒雄殿

土浦飛行場等に関する質問主意書

二月二十三日内閣參甲第一四号の右質問に対する答弁に対して、再度質問を提出する。

第一、霞ヶ浦海軍航空隊

1 財團法人霞ヶ浦農科大学

右大学使用中の土地四五、一五一坪の地目別面積と利用状況、その價格、賃料、並に建物一〇、〇〇〇坪の棟数、種類、價格賃料、利用状況、貸付けた土地、建物の目録

2 新日本食品工業株式会社

その使用中の土地二四、二四〇坪の地目別面積と利用状況、拂下げ價格、並に四、〇一二一坪の建物の種類、棟数、拂下げ價格

3 農林省

緊急開拓として所管換手続中の面積、その事業概要

4 茨城縣農業会

その使用中の土地二七、六九〇坪の地目別面積と利用状況、價格、賃料、並に農業会解散後どのように処分する方針か。

5 舟島村外二ヶ村

新治共同病院の使用する土地、建物の價格、並に賃料

6 鹿島參宮鉄道株式会社外四件、建物の賣拂價格

第二、土浦海軍航空隊

1 財團法人霞ヶ浦農科大学

使用中の土地の地目別面積、價格、賃料、利用狀況、並に建物の種類、棟数、價格、賃料、貸付けた土地建物の目錄

2 財團法人日本体育会

使用中の土地の地目別面積、價格、賃料、利用狀況、並に建物の種類、棟数、價格、賃料、貸付けた土地建物の目錄

3 筑波郡旭村外六件

賣り拂つた建物の棟数、價格

第三、第一海軍航空廠

日本貿易運輸株式会社、北相馬郡守谷町、鉄道車輛株式会社、財團法人後樂園スタヂアム、阿見町、財團法人世界平和建設團、土浦市、櫻川紡績株式会社、横浜市、朝鮮國際事業總連盟本部、東京鐵道局、土浦女子商業学校、笠間町、舟島村、中村、浮島村、茨城縣その他に賣却または貸付中の土地、建物の賣却價格または賃料

第四、農科大學と日本体育会について、

1 特にこの二つの学校に対し、政府が土地建物を提供している理由

2 農科大学は霞空の土地四五、一五一坪、土空の土地八一、六三〇坪合計一二六六、七八一坪と霞空の建物一〇、〇〇〇坪、土空の建物三、六五六坪合計一三、六五六坪を使用している。何故にこの学校はこのようにボーダーなる土地、建物を必要とするのか。

3 日本体育会は、土空の土地六九、七三〇坪、建物一〇、四五二坪を占拠し、全く不生産的に使用している。何故に政府は、このような学校に対して、このような乱暴なことを許しておくるのか。

4 地元民の觀察するところによると、右二つの学校は、その事業の内容よりみて、それほどの土地、建物を必要としないし、また、現に活用していない。海軍には「親方日の丸」という諺語があるが、まさにその通りで、城内一帯の土地、建物を占領し、必要以外の必要に向けようとしている。——というのである。日体また然りである。

私が外歓的になても同様の感じがする。日体は必要以上の建物、土地を不合理に使用している。農大占領の土地は荒れ、少しも整頓されてないのみか、建物は年々ハソンしつつある。まさに「親方日の丸」の觀がある。果して政府は適切なる調査の結果合理、合法的にその使用を許可しているのか、當時よりの経過を説明されたい。

第五、新日本食品工業株式会社等について、右会社その他に對して、政府がよくて利益を提供した理由これらの利益提供に介在したブローカー及び役人は誰か。

第六、農耕地復元について

1 これらの軍事施設となつてゐた土地は、もともと民有の農地、山林、原野で、それを「戦時中特に終戦時に近き昭和十八、九年より急速に軍事施設の拡充、整備を行うため土地の強制的買收、家屋の短期強圧的立退等により」軍が二足三文で掠奪したものである。従つて政府は、終戦と軍のテツ退に即して、軍收用以前の所有者、利用者に返還すべきものである。しかるに、これらの土地を合法的、良心的に処分しないで、軍の占領をそのまま、これらの土地の利益に關係のない資本家學校等に相続したのはいかなる理由か、

2 政府が今日緊急開拓として事業を実施している部分は、台地の霞空城外の部分である。ここは、尤も地質も悪く、農耕地として條件も悪い。そして友部飛行場と共に縣下最惡の開拓地である。ところが、土空の所在は湖岸低地であつて、地味もつともよく、もともと水田であつた。阿見町はこの土空所在の低地湖岸の水田を基点として発達し、遠心的に台地高原地に拡散してゐたものである。

従つて、阿見町の戦後復興のためには、先づこの土空の水田復元をなすべきである。しかるにこの町の求心部の復興を抑圧し、かつて山林、原野であつた町の外カクに農耕地を開拓するということは、全く変則である。しかも水のある低地を水田にしないで、湖岸より二一三キロの地点にある高原の赤ノツボにバク大な費用をかけて上水し、悪田を造成するといふのは、いかなる意味の開拓か。

また霞空内には、軍所有でない六町ほどの水田畑が霞空が占有し、それがそのご農大、農大職員が

そのまま占有して、所有者の耕作を阻んでいるという訴えがあるが、眞相はどうか。

3 阿見町農地委員会が土空敷地のうち二五町歩の農地化を茨城縣に申請中であるが、これが申請してより一年余、水戸管財支所と學校のために阻害されないと聞くがどうか。

4 政府(まことに、農林省開拓局、茨城縣廳、同縣農地委員会)は自らの責任と権限によつて、これらの軍事施設たる土地の実情、また收用前の権利並に利益干係を調査し、これらの土地に干する農民の権利を保全すべきものであると思うが。この軍事施設にかぎつて、政府がそのような積極的措置をとつていなければどうした訳か。

5 これら軍事施設であつた土地の農地復元について阻止的勢力となるものは、公務員たると學校たるとを問はず、農地改革に関する諸法令の従つて、きびしく彈圧すべきものであるのに、農地復元の進行現在のごとくであるのを放任してあくのはどういう訳か。

第七、軍の裝備、その他について

1 第一次答弁では裝備なしとするが、出身兵士の説ではあつたといふが、どうか。

2 また、衣料、食料、薬剤、アルコール、石油その他の物資の数量、價格はどうか、それをどのように処分したか。

第八、文化、産業の復興について

1 終戦後、地元民はその文化、産業、經濟のため、旧軍事物件をどのように利用したか、具体的に説

明されたい。

2 食品会社、紡績会社、学校等と地元民の産業経済と軍事物資がどのように関係し、地元民の産業文化の発達に寄與しているのか、もう少し詳しく説明されたい。